

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	佐倉市 (122122)	
地域名 (地域内農業集落名)	直弥 (直弥)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 1 回	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は勝田川流域とその支流である直弥沢、上別所沢、米戸沢とその周辺の谷津田、そして北総台地上の畑で構成されています。水田では稲作を中心とした耕作が行われ、畑では露地野菜が多く一部で施設園芸が営まれています。 土地改良を実施した時期から相当の年数が経過しており、一部の水田では用排水機能の維持が難しい状況となっているため、耕作放棄地の増加がみられます。また、再整備を実施した一部の水田を除き、1反歩から2反歩の圃場も多く、生産性向上を図る際の課題となっている。 【地域の基礎的データ】 農業者：35人（うち50歳以下1人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）：1団体 主な作物：水稻（主食用米）、露地野菜、施設園芸
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

団地面積の拡大を進めるとともに、営農の効率化及び経営の安定化を図るため、老朽化した用排水路の整備やほ場の大区画の検討を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者を中心に団地面積の拡大を進める。また、遊休農地の発生を抑制するため、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
自作を行う農地を除き、農地中間管理機構を活用した耕作権の設定を実施し、耕作者の入れ替えなどにより段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
稲作経営の安定化を図るため、国の補助事業等を活用した用水管改修等の実施に向けて、地域の話し合いを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による被害が拡大しないよう、わな等の設置を行うとともに、地域の内外から人材の確保・育成に努める。
- ⑦農作業への影響が発生しないよう、農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。
- ⑧農業用水設備が老朽化しているため改善に向けた話し合いを進める。

